

## 静岡県最低生計費試算調査における 若年単身者の結果

報告者:中澤秀一氏(静岡県立短期大学准教授)

### ●はじめに

2015年から16年にかけて全国各地で実施されている最低生計費試算調査は、最低賃金額の引き上げの強い根拠となるだけでなく、春闘の賃金討議の素材、公契約運動推進においての賃金設定の基礎となる考え方を示す等、さまざまな成果をもたらすことができます。

### ●調査の概要

2015年11月からアンケート票の配布開始。2016年2月現在で1670部を回収。このうち、若年単身者の回答数195部で分析を行っています。

### ●試算の結果からみえるもの

今回の調査結果をまとめたものが右表です。今回の試算結果を時給に換算すると(中央最賃審議会が用いている月173.8時間労働の所定内労働時間)、男性で1,447円、女性で1,441円/時間となりました。また、現行の所定内労働時間(一般労働者)である149.3時間で時給換算すると、男性で1,685円、女性で1,678円となります。現行の静岡県における最低賃金額は783円/時間であり、今回の試算から得られた健康で文化的な暮らしを送るために必要な時給とは、少なくとも600円以上、最大で900円以上の隔たりがあります。

また、静岡市における25歳単身者の生活保護基準は、122,620円であり、これも今回の試算結果から得られた消費支出186,228円(男性)、185,291

円(女性)と大きな隔たりがあります。

### ●おわりに

今回の結果をもとに、まずは「生活できる賃金」「安心できる社会保障」という大原則に立ち返り、最低賃金の水準や生活保護基準を引き上げていくことが急務の課題です。今後も、他の世帯類型における最低生計費試算を行っていく予定です。

|         | 2015年調査        |                |
|---------|----------------|----------------|
|         | 25歳男性          | 25歳女性          |
|         | 賃貸アパート 1K25㎡   |                |
| 消費支出    | 186,228        | 185,291        |
| 食費      | 40,253         | 34,240         |
| 住居費     | 38,000         | 38,000         |
| 光熱・水道   | 7,559          | 6,594          |
| 家具・家事用品 | 3,883          | 4,124          |
| 被服・履物   | 7,521          | 4,296          |
| 保健医療    | 3,255          | 4,516          |
| 交通・通信   | 47,687         | 47,498         |
| 教育      | 0              | 0              |
| 教養娯楽    | 18,408         | 22,034         |
| その他     | 19,662         | 23,989         |
| 非消費支出   | 46,662         | 46,662         |
| 予備費     | 18,600         | 18,500         |
| 最低生計費   | 204,828        | 203,791        |
| 税込み月額   | 251,490        | 250,453        |
| 税込み年額   | 3,017,880      | 3,005,436      |
| 必要最低賃金額 | 1,447          | 1,441          |
| 最低賃金額   | 783<br>(2015年) | 783<br>(2015年) |

\*連絡先:静岡県労働研究所 TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973

〒422-8062 静岡市駿河区稲川2-2-1 セキスイハイムビルディング7F(静岡県評内)

メール [roudouadv@wave.wbs.ne.jp](mailto:roudouadv@wave.wbs.ne.jp) ホームページ <http://www.geocities.jp/shizuokarouken/>